スタートアップとの事業連携及び
スタートアップへの出資に関する指針
ガイドブック

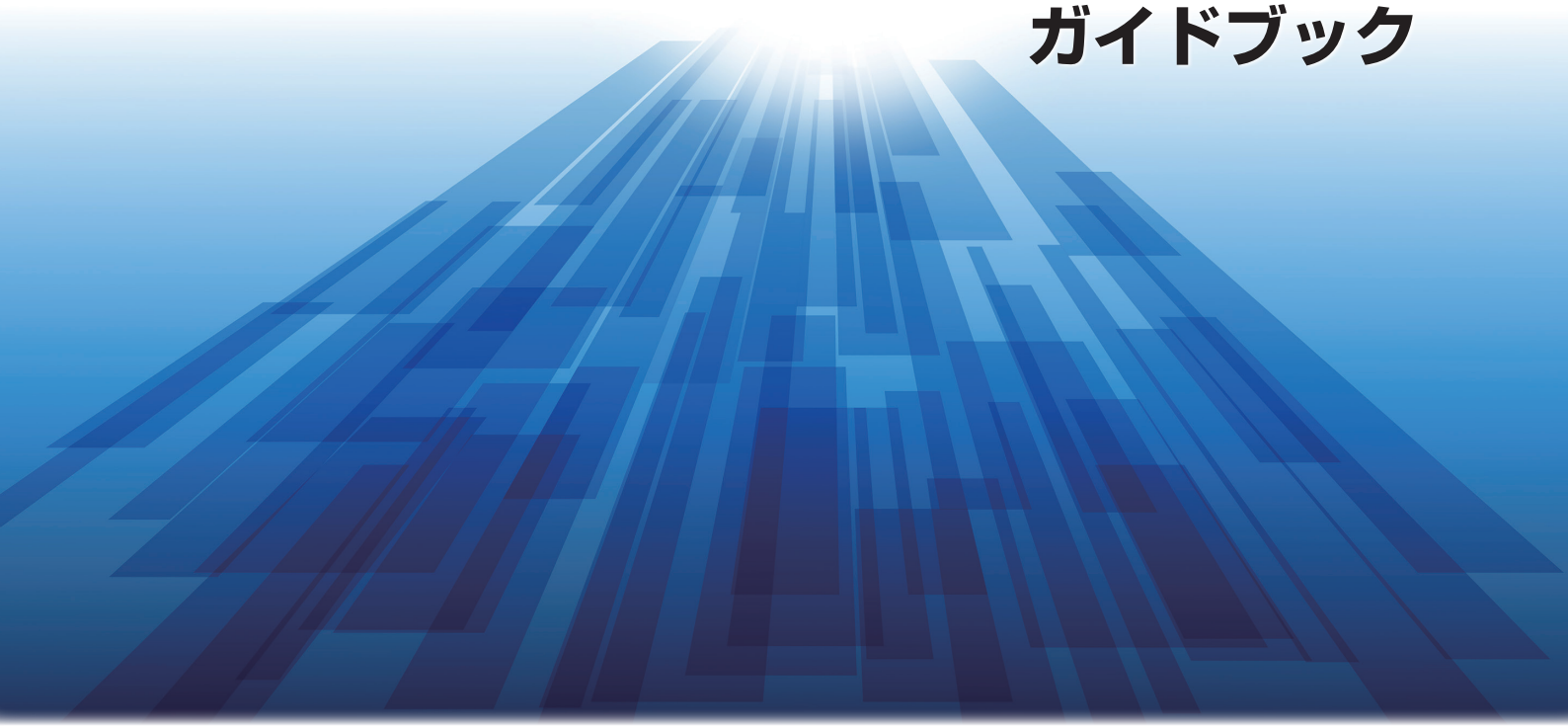

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

経済産業省

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

指針の概要と目的

公正取引委員会と経済産業省は、スタートアップと事業連携を目的とする事業者（以下「連携事業者」といいます。）との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的とし、令和３年３月、「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定しました。また、スタートアップと出資者との契約の適正化に向けて、令和４年３月、「スタートアップへの出資に関する指針」を策定しました。

これらの指針は、スタートアップと連携事業者とのＮＤＡ（秘密保持契約）、ＰｏＣ（技術検証）契約、共同研究契約、ライセンス契約等や、スタートアップと出資者との出資契約について、実態調査に基づく事例や独占禁止法・競争政策上の考え方を示すとともに、問題の背景や解決の方向性を示しています。

指針が広く普及することで、契約や交渉に係るスキルが向上するのみならず、スタートアップと連携事業者･出資者の双方において、公平で継続的な関係を基礎としたオープンイノベーションが促進されることが期待されます。

スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/startup.html

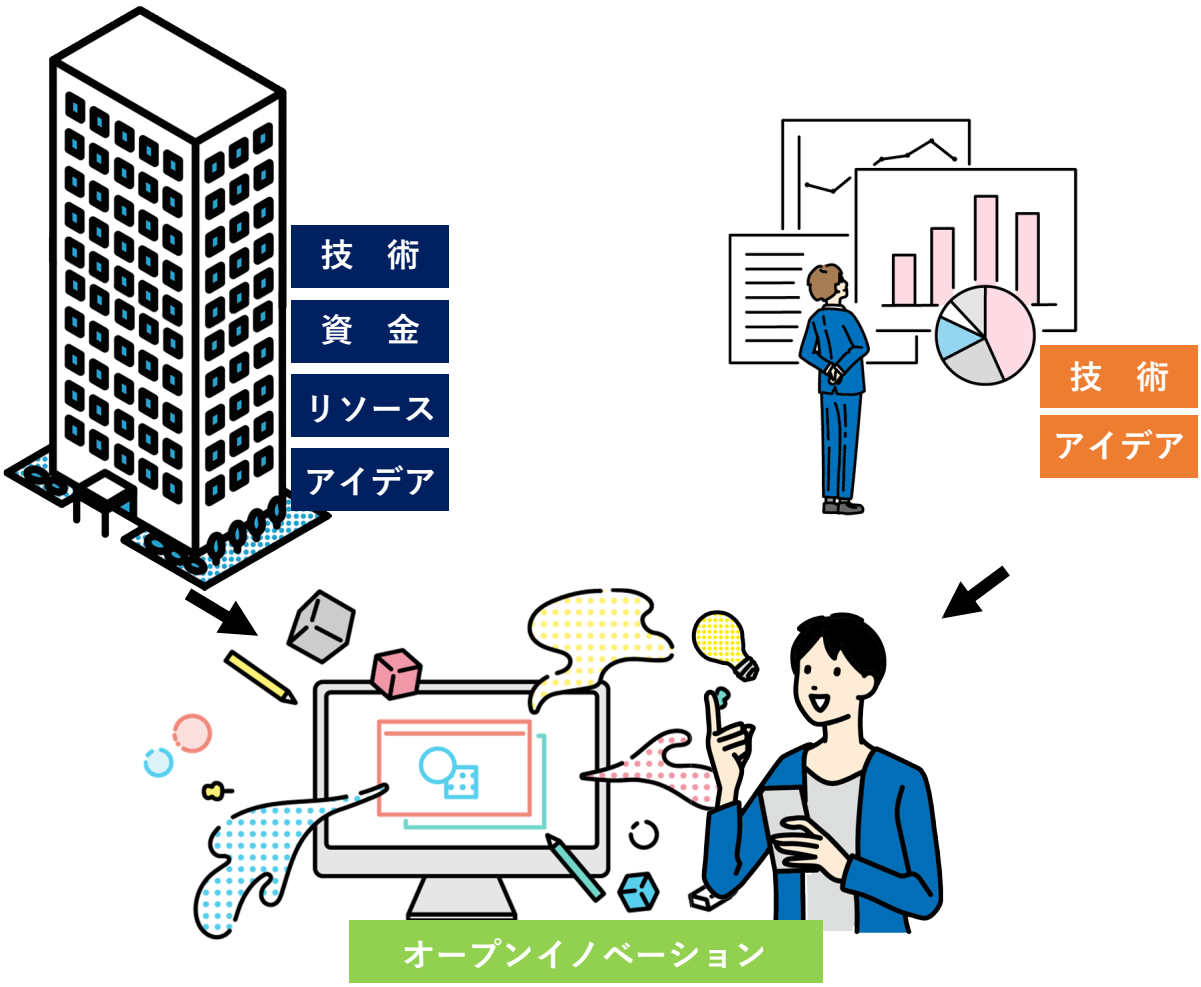

目次

事業連携に関する指針

1．ＮＤＡ（秘密保持契約）
- ⅰ．営業秘密の開示 ……4
- ⅱ．片務的なＮＤＡ等の締結 ……5
- ⅲ．ＮＤＡ違反 ……6

2．ＰｏＣ（技術検証）契約
- ⅰ．無償作業等 ……7

3．共同研究契約
- ⅰ．知的財産権の一方的帰属 ……9
- ⅱ．名ばかりの共同研究 ……10
- ⅲ．成果物利用の制限 ……11

4．ライセンス契約
- ⅰ．ライセンスの無償提供 ……12
- ⅱ．特許出願の制限 ……13
- ⅲ．販売先の制限 ……14

5．その他に係る問題
- ⅰ．顧客情報の提供 ……15
- ⅱ．報酬の減額・支払遅延 ……16
- ⅲ．損害賠償責任の一方的負担 ……17
- ⅳ．取引先の制限 ……18
- ⅴ．最恵待遇条件 ……19

出資に関する指針

6．出資契約
- ⅰ．営業秘密の開示 ……22
- ⅱ．ＮＤＡ違反 ……23
- ⅲ．無償作業 ……24
- ⅳ．出資者が第三者に委託した業務の費用負担 ……25
- ⅴ．不要な商品・役務の購入 ……26
- ⅵ．株式の買取請求権 ……27
- ⅶ．研究開発活動の制限 ……30
- ⅷ．取引先の制限 ……31
- ⅸ．最恵待遇条件 ……32

スタートアップと連携事業者との間の取引・契約

➢ NDA（秘密保持契約）

・取引相手の技術やノウハウ等の取引の目的外の利用禁止
・他の事業者等に秘密情報を開示・漏洩することの禁止

➢ PoC（技術検証）契約

・スタートアップの技術を活用して連携事業者のリソースと掛け合わせた時に、どのようなことができるかについて判断するための検証ステップ

➢ 共同研究契約

・スタートアップと連携事業者が共同して研究・開発を行うに当たってのリソースの負担や研究結果の知的財産権の帰属等の決定

➢ ライセンス契約

・共同研究の成果物に係るスタートアップと連携事業者の間のライセンス料やライセンス期間等の取決め

スタートアップとの事業連携において生じる問題の背景

i　スタートアップ側の法的リテラシーの不足

リソース・経験不足等、スタートアップ側の法的リテラシーの不足による、契約不備や契約の理解不足、実務上の対応不足が発生するケースが該当。

ii　オープンイノベーションに関するリテラシーの不足

スタートアップと連携事業者のいずれかが、オープンイノベーションの際に意識することが望ましい点（双方の事業価値の総和の最大化等）を意識できず、意図せずいずれかの価値を毀損するような契約等を締結しようとするケースが該当。

iii　対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

「資金調達に向けたレピュテーション向上策として連携事例を希求する」、「契約違反を行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない」等、多くのスタートアップが抱える弱みを認識した上で、連携事業者が法令・契約に違反するケースや過度な権利主張を行うケースが該当。

1 NDA（秘密保持契約）に係る問題

ｉ．営業秘密の開示

指針Ｐ３

スタートアップが、連携事業者から、ＮＤＡを締結しないまま営業秘密の開示を要請される場合がある。

事例

Ａ社は、ＮＤＡを締結したかったが、連携事業者から「そのうち契約するから、情報を開示してほしい」と言われ、ＮＤＡを交わさないままプログラムのソースコード等を開示させられた。その後、取引が中断し、連携事業者がＡ社のソースコードを使った類似サービスの提供を発表した。

Ｂ社は、連携事業者に対し、ウェブサービスのノウハウそのものであるソースコードを全て提供するのは無理だと伝えたが、連携事業者から、ソースコードを全て提供しないのであれば、今後の取引に影響を与えるなどと示唆されたため、ＮＤＡを締結しないままソースコードを全て提供させられた。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、ＮＤＡを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．契約交渉が本格化する前に、自社が有する情報のうち、何を秘密情報とする必要があるかを整理すること

⇒ モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】前文参照

ii．秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にしたＮＤＡを締結すること

⇒ モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】前文、第１条～第３条参照

1 NDA（秘密保持契約）に係る問題

ii．片務的なNDA等の締結

指針Ｐ７

スタートアップが、連携事業者から、スタートアップ側にのみ秘密保持・開示義務が課され連携事業者側には秘密保持・開示義務が課されない片務的なＮＤＡの締結を要請される場合や、契約期間が短く自動更新されないＮＤＡの締結を要請される場合がある。

事例

Ｃ社は、連携事業者と事業を共同で進めていくに当たり、それぞれの事業活動にとって重要な秘密情報を相互に交換し合う必要があったが、ＮＤＡにおいて、連携事業者は営業秘密を一切開示せず、Ｃ社だけが営業秘密を開示することとさせられた。

Ｄ社は、連携事業者の秘密情報については、Ｄ社に保持する義務がかかる一方、Ｄ社の秘密情報については、連携事業者に保持する義務がかからないＮＤＡを締結させられた。

Ｅ社は、契約期間が自動更新されず、一般的な長さに比べると非常に短い不利な条件のＮＤＡを締結させられた。その後、連携事業者から、事業の連携についての連絡がなくなり、ＮＤＡの契約期間終了直後、類似のサービスの提供が発表された。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に、片務的なＮＤＡや契約期間の短いＮＤＡの締結を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

一方だけに義務が生じるのではなく、双方が秘密保持義務を負う双務型のＮＤＡを締結すること

⇒ モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】第２条、第１０条参照

1 NDA（秘密保持契約）に係る問題
ⅲ．NDA違反

指針Ｐ９

連携事業者が、ＮＤＡに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売するようになる場合がある。

事例

Ｆ社は、連携事業者とＮＤＡを結んだが、連携事業者の秘密情報は開示されず、Ｆ社の秘密情報ばかりを求めに応じて開示するという状況であった。その後、連携事業者が、ＮＤＡに違反してＦ社の秘密情報を活用し、同様のサービスの提供を始め、Ｆ社の競合相手になった。

Ｇ社は、連携事業者とＮＤＡを締結した上で、プログラムのソースコードを開示した。その後、連携事業者と連絡がつかなくなり、連携事業者から、類似サービスの提供が発表され、Ｇ社の競合相手になった。

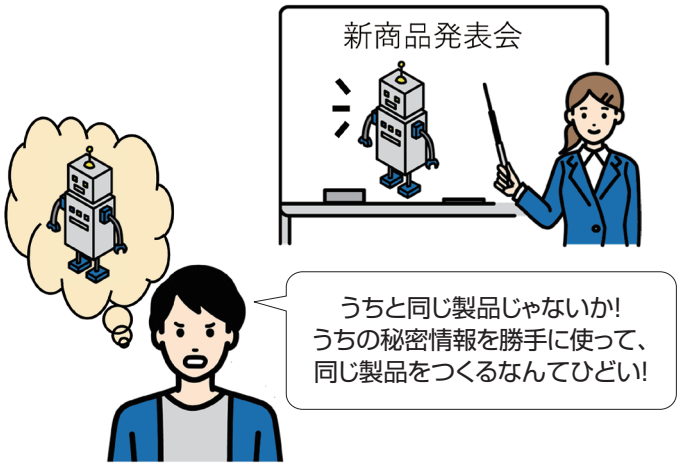

独占禁止法上の考え方

連携事業者が、ＮＤＡに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売し、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合

⇒競争者に対する取引妨害のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．ＮＤＡ違反の立証のために事前に秘密情報を具体的に特定しておくこと

⇒ モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】第１条参照

ⅱ．損害賠償責任の範囲・金額・請求期間をあらかじめ規定すること

2 PoC（技術検証）契約に係る問題

i．無償作業等

指針 P11

スタートアップが、連携事業者から、ＰｏＣの成果に対する必要な報酬が支払われない場合や、ＰｏＣの実施後にやり直しを求められやり直しに対する必要な報酬が支払われない場合がある。

事例

Ｈ社は、連携事業者から、見積りよりも追加作業が発生するＰｏＣを求められ、ＰｏＣ後に必ず契約すると口約束されていたために実施したが、追加作業について報酬が支払われず、契約もしてもらえなかった。

Ｉ社は、連携事業者と試験的なＡＩシステムを開発するＰｏＣ契約を結んだ際に、連携事業者から「Ｉ社の製品を検証するためには、試験後の正式なシステムで動作確認を行う必要がある」と言われ、正式なシステムの開発作業を無償でさせられた。

Ｊ社は、ＡＩシステムを開発するＰｏＣを行った際に、連携事業者の要望どおりに作業を行ったにもかかわらず、ＰｏＣの実施後に、連携事業者から追加の作業を無償で求められ、ＰｏＣの結果次第で、連携事業者との今後の共同研究契約や取引につながる可能性があったため、行わざるを得なかった。

Ｋ社は、連携事業者から、問題点が明らかにされないまま、実施したＰｏＣについて繰り返し修正を求められ、結局、相当なコストをかけたにもかかわらず、そのコストの５分の１程度の報酬しか支払われなかった。

Ｌ社は、連携事業者の指示どおりにＰｏＣ作業を完成させても、連携事業者から新たな仕様書で新たな作業を行うよう求められ、延々と対応を続けさせられた。

Ｍ社は、連携事業者の指示どおりにＰｏＣ業務を完遂させても、連携事業者から契約の範囲外の業務を延々と求められ、連携事業者が満足するまで対応を続けさせられたが、その業務に見合った報酬が支払われなかった。

2 PoC（技術検証）契約に係る問題
ｉ．無償作業等

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①正当な理由がないのに、スタートアップに対し、無償でのＰｏＣを要請する場合、②スタートアップに対し、一方的に、著しく低い対価でのＰｏＣを要請する場合、③ＰｏＣの実施後に、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④ＰｏＣの実施後に、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、やり直しを要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足

ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足

iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．業務委託（準委任）契約により、ＰｏＣの目的、終了要件を定めて、何らかの成果の達成を保証するものではないことを明らかにすること

⇒ モデル契約書【技術検証（ＰｏＣ）契約書（新素材）】第１条～第３条、第５条参照

⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（ＡＩ）】第６条参照

ii．ＰｏＣの対価設定を明確化すること

⇒ モデル契約書【技術検証（ＰｏＣ）契約書（新素材）】第４条参照

iii．共同研究開発への移行条件を明確化すること

⇒ モデル契約書【技術検証（ＰｏＣ）契約書（新素材）】第６条参照

3 共同研究契約に係る問題
i．知的財産権の一方的帰属

指針 P15

スタートアップが、連携事業者から、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみに帰属させる契約の締結を要請される場合がある。

事例

N社は、ＰｏＣや共同研究に入る段階で、連携事業者から契約書のひな形を押し付けられる形で契約書を交わしたが、その契約書においては、ＰｏＣや共同研究の成果物の権利が一方的に連携事業者に帰属することとなっていた。

O社は、共同研究で、連携事業者から、知的財産権の無償提供に応じさせられた。

P社にとって、大企業である連携事業者との取引の実績がなくなると、信用の確保が難しくなるため、共同研究契約書を交わすときの立場が連携事業者の方が強く、交渉は難しかったところ、P社は、連携事業者から一方的に知的財産権の譲渡を求められ、譲渡せざるを得なかった。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．共同研究契約締結前に保有していたバックグラウンド情報の範囲を明確化し、共同研究の成果とのコンタミネーションを防ぐこと
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第２条参照

ii．スタートアップに知的財産権を帰属させ、連携事業者に一定の限定を付した独占的利用権を設定することを検討する一方、連携事業者にも配慮し、第三者との競合開発禁止やスタートアップが経営不安に陥った際の連携事業者の知的財産権買取りオプションの設定についても検討すること
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第７条、第１４条参照

3 共同研究契約に係る問題

ii．名ばかりの共同研究

指針 P17

共同研究の大部分がスタートアップによって行われたにもかかわらず、スタートアップが、連携事業者から、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみ又は双方に帰属させる契約の締結を要請される場合がある。

事例

Q社は、共同研究の中心であるプログラムの開発自体を全て行うにもかかわらず、共同研究の成果物の特許は全て連携事業者に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

R社は、プログラムの開発自体は自社で全て行うが、連携事業者から、共同研究によって取得した特許は全て連携事業者に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

共同研究といっても、S社が、技術、ノウハウ、アイデアのほとんど全てを提供しており、連携事業者は、共同研究への貢献度がほとんどないにもかかわらず、S社は、連携事業者から成果物の特許は共同出願することとされた。

T社が、全ての研究開発を行い、連携事業者は、T社が開発した技術の試験運用を行うのみであるにもかかわらず、T社は、連携事業者から、開発した技術の半分の権利を渡すよう、一方的に連携事業者に有利な契約を締結させられた。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．事前に役割分担の詳細を規定すること

⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第３条参照

ii．成果物創出への貢献度に応じた適切なリターンを設定すること

⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第５条参照

3 共同研究契約に係る問題
iii．成果物利用の制限

指針 P 20

スタートアップが、連携事業者により、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先が制限される場合や、共同研究の経験を活かして開発した新たな商品・役務の販売先が制限される場合がある。

事例

Ｕ社は、連携事業者にＵ社のみで開発したサービスを導入する際に、連携事業者から「競合他社には販売しないように。販売した場合には、取引を白紙に戻す」などと指示を受け、受け入れざるを得なかった。

Ｖ社が連携事業者との事業連携の経験を活かして改善したＡＩは、元々Ｖ社が独自に開発し、その連携事業者の重要な情報は入っていないにもかかわらず、Ｖ社は、その連携事業者により、そのＡＩを他社に販売しないよう制限された。

独占禁止法上の考え方

市場における有力な事業者である連携事業者が、スタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限し、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合

⇒排他条件付取引又は拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

スタートアップに知的財産権を帰属させ、連携事業者に一定の限定を付した独占的利用権を設定すること

⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第７条、第１４条参照

4 ライセンス契約に係る問題
i. ライセンスの無償提供

指針 P 22

スタートアップが、連携事業者から、知的財産権のライセンスの無償提供を要請される場合がある。

事例

W社は、連携事業者に対し、W社の技術をライセンスして製品を販売してもらうこととしたところ、連携事業者から、ライセンス料を無償にさせられた。

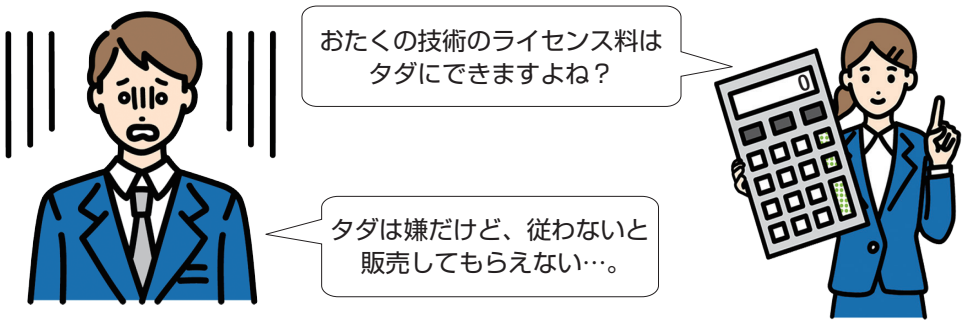

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

i. ライセンス対象、期間、エリア、独占・非独占の範囲を明確化すること
⇒ モデル契約書【ライセンス契約書（新素材）】第２条参照

ii. 特許の希少性・重要性、市場規模、価格や製品寿命、特許の貢献度など個別のケースに応じて幅広に検討した上でライセンス料を設定すること
⇒ モデル契約書【ライセンス契約書（新素材）】第４条参照

4 ライセンス契約に係る問題
ii. 特許出願の制限

指針 P 24

スタートアップが、連携事業者から、スタートアップが開発して連携事業者にライセンスした技術の特許出願の制限を要請される場合がある。

事例

X社は、連携事業者から受託したソフトウェア開発の過程でX社が独自に開発したノウハウや技術について、連携事業者から、一切の特許取得を禁じるという条項が付された契約の締結を求められ、契約させられた。

Y社は、連携事業者と共同研究を行っていたが、その共同研究ではない研究でY社が開発した新たな技術について、連携事業者から、一方的に、共同出願を含めてその技術の権利の帰属を協議することとされ、契約の中に単独出願による特許取得を禁止する条項を入れられた。

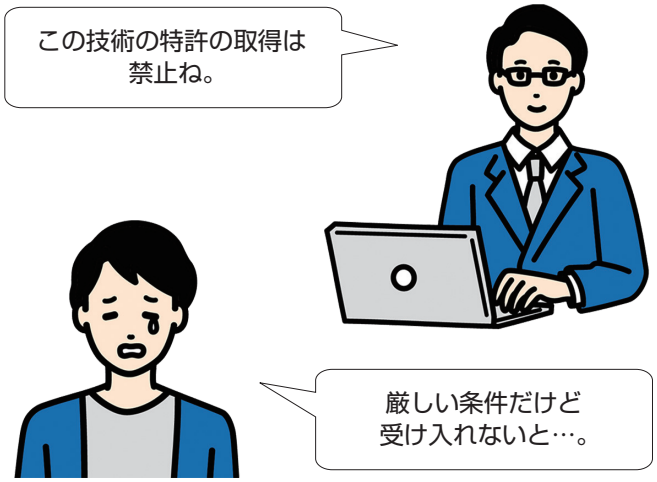

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に、スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

共同研究開発のテーマを明確にし、新たに発明された知的財産権が共同研究によって生まれたものかどうかを明確に区分できるようにして、発明主体を明確化すること
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第１条参照

4 ライセンス契約に係る問題
iii．販売先の制限

指針 P 25

スタートアップが、連携事業者により、他の事業者等への商品・役務の販売を制限される場合がある。

事例

Ｚ社は、サービス開発の際、資金とデータの両方で連携事業者に依存しているところ、その連携事業者から、連携事業者のデータを含まないサービスであっても、その連携事業者以外にサービスを提供してはならないという独占契約を結ばされた。

ａ社は、自身も販売できない条件が付され、販売すると違約金を請求される内容の独占販売契約を締結させられた。

独占禁止法上の考え方

市場における有力な事業者である連携事業者が、スタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への販売を禁止し、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合
⇒排他条件付取引又は拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

双方のビジネスモデルの差異を勘案し、互いにどのような販売範囲の制限をかけることが、相互の利益を最大化できるか調整した上で実施権を設定すること
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第７条参照

5 その他（契約全体）に係る問題

ｉ．顧客情報の提供

指針Ｐ27

スタートアップの顧客情報は営業秘密であるがＮＤＡの対象とはならないことが多いところ、スタートアップが、連携事業者から、顧客情報の提供を要請される場合がある。

事例

ｂ社は、連携事業者から顧客情報の提供を求められ、提供せざるを得なかった。その結果、連携事業者は、ｂ社の顧客に対してｂ社製品と競合する製品を販売するようになった。

ｃ社は、連携事業者との協業において、営業秘密である販売先の情報を提供させられたが、連携事業者は、情報を一切開示しなかった。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、顧客情報の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．不正競争防止法上の営業秘密として保護される社内の管理体制をつくること

ⅱ．ＮＤＡ等において守秘義務・目的外使用禁止を規定すること
⇒ モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】前文、第１条～第３条参照

5 その他（契約全体）に係る問題
ii．報酬の減額・支払遅延

指針 P 28

スタートアップが、連携事業者から、報酬を減額される場合や、報酬の支払を遅延される場合がある。

事例

ｄ社は、連携事業者との共同研究契約において、約束した金額を数年にわたって受け取ることとなっていたにもかかわらず、契約期間中に、正当な理由なく、一方的に報酬を減額された。

ｅ社は、連携事業者から、ｅ社の報酬金額を未定として契約することを求められ、別途具体的な金額の提示を受けていたため、契約書を交わした。その後、ｅ社は、作業を実施したが、連携事業者から、その作業が不要になったと言われ、契約書に報酬金額が記載されていないことを理由に、提示を受けた金額を一方的に減額された。

ｆ社は、連携事業者から委託を受けた作業の終盤で、突然、製品の動作、品質、精度等の保証を求められた。これらの保証については、契約前から難しいと伝えていたにもかかわらず、連携事業者から、これらの保証ができないことを理由に、報酬を減額された。

ｇ社は、同社が連携事業者に納入する一部の製品について、契約で前払金を受けることとなっていたが、前払金の支払を遅延された。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、②正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日までに対価を支払わない場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．契約締結時において明確な報酬支払条件及び報酬額を設定すること

⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第１０条参照

ii．製品等に係る品質保証の有無について事前に整理すること

⇒ モデル契約書【技術検証（ＰｏＣ）契約書（新素材）】第５条参照

5 その他（契約全体）に係る問題
iii．損害賠償責任の一方的負担

指針Ｐ31

スタートアップが、連携事業者から、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する契約の締結を要請される場合がある。

事例

ｈ社は、連携事業者から、ｈ社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、当該システムに起因するか否かにかかわらず、製品の損害賠償責任は全てｈ社にあり、連携事業者は責任を一切負わないと一方的に取り決められた。

ｉ社は、連携事業者に対し、連携事業者との取引金額を上限とした責任を要望していたが、交渉上の立場が弱いため、ｉ社が全てのリスクを負うような契約を受け入れさせられた。

ｊ社は、連携事業者から取引金額の数倍から数十倍の損害賠償責任を負わされた。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、事業連携の成果に基づく商品･役務の損害賠償責任の一方的な負担を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．特許保証については「Ｘが知る限り権利侵害はない」等、発生条件を制限すること
⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第９条参照

ii．スタートアップの資力に鑑み、賠償額を制限すること
⇒ モデル契約書【技術検証（ＰｏＣ）契約書（新素材）】第１０条参照

5 その他（契約全体）に係る問題
iv．取引先の制限

指針 P 33

スタートアップが、連携事業者により、他の事業者との取引（販売、仕入等）を制限される場合がある。

事例

k 社は、連携事業者と業務提携契約を締結するに当たり、連携事業者から他社製品を取り扱わないでほしいと言われ、抵抗したものの、業務提携先が他にはおらず、受け入れざるを得なかった。

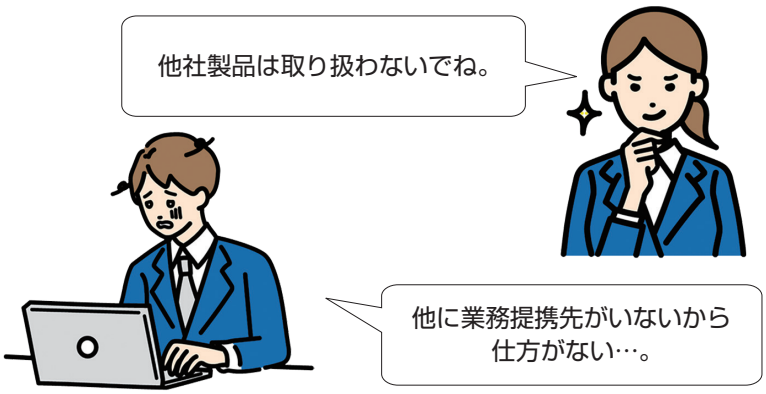

独占禁止法上の考え方

市場における有力な事業者である連携事業者が、スタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への商品・役務の販売を禁止し、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合

⇒排他条件付取引又は拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

互いの利害調整を経た上で取引先を制限すること

⇒ モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第７条、第１４条参照

5 その他（契約全体）に係る問題
ⅴ．最恵待遇条件

指針 P 34

スタートアップが、連携事業者により、最恵待遇条件（連携事業者の取引条件を他の取引先の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定される場合がある。

事例

Ｌ社は、連携事業者から、製品の販売価格を他社と比較して最安値にすること等を取引の条件とされた。

m社は、複数の連携事業者にサービスを提供しているところ、ある連携事業者により、サービスが他の連携事業者に比べて最安値となるようにさせられた。

ｎ社は、連携事業者により、ｎ社が運営する媒体上でその連携事業者が最も目立つようにすることや、類似の媒体を運営する他社との取引条件と同等以上の条件とさせられた。

独占禁止法上の考え方

市場における有力な事業者である連携事業者が、スタートアップに対し、最恵待遇条件を設定し、例えば、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合
⇒拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足

ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足

iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

利害調整を経た上で最恵待遇を設定すること
⇒ モデル契約書【利用契約書（ＡＩ）】第８条参照

モデル契約書

特許庁と経済産業省は、研究開発型スタートアップと事業会社の連携を促進するため、共同研究契約やライセンス契約などを交渉する際に留意すべきポイントについて解説したモデル契約書を取りまとめた。
本モデル契約書の主な特徴は、次の３点である。

1．共同研究開発の連携プロセスの時系列に沿って必要となる、秘密保持契約、ＰｏＣ（技術検証）契約、共同研究開発契約、ライセンス契約に関するモデル契約書を提示
2．仮想の取引事例を設定して、契約書の取り決め内容を具体化することで、交渉の勘所を学ぶことが可能
3．契約書の文言の意味を逐条解説で補足することで、当該記載を欠いた場合の法的リスクなど、契約に潜むビジネスリスクへの理解を深めることが可能

契約書名	アドレス
【パンフレット】オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.0（新素材編）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/startup-pamphlet-ma-a4.pdf
【パンフレット】オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.0（AI編）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/startup-pamphlet-ai-a4.pdf
秘密保持契約書ver2.0（新素材）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2-nda_chikujouari.pdf
技術検証（PoC）契約書ver2.0（新素材）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2-poc_chikujouari.pdf
共同研究開発契約書ver2.0（新素材）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2-kyoudou_chikujouari.pdf
ライセンス契約書ver2.0（新素材）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2-license_chikujouari.pdf
秘密保持契約書ver2.0（AI編）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai-v2-nda_chikujouari.pdf
技術検証（PoC）契約書ver2.0（AI編）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai-v2-poc_chikujouari.pdf
共同研究開発契約書ver2.0（AI編）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai-v2-kyoudou_chikujouari.pdf
利用契約書ver2.0（AI編）	https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai-v2-riyou_chikujouari.pdf

スタートアップと出資者との間の取引・契約

➢ 出資契約

・出資者がスタートアップの株式を取得する際の出資実行条件を中心に定めた契約
・出資後に関する内容が取り決められる事例も多い

スタートアップの出資契約において生じる問題の背景

i　スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足

スタートアップ側が出資契約を締結する際に、経営陣の知識・経験不足、アドバイザーの欠如等が原因で、契約交渉の不足、契約の理解不足による不利な条件の容認、契約不備等が発生するケースが該当。

ii　出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足

出資者側が、スタートアップの成長の道筋を意識できず、意図せずスタートアップの成長阻害となるような問題のある契約等を締結するケースが該当。

iii　対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

出資者側でスタートアップの資金調達ニーズが切迫したもので、契約違反が行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない等の弱みを認識した上で、過度な権利主張を行ったり、出資者が契約・法令に違反するケースが該当。

【参考】

スタートアップの成長に向けたファイナンスに関するガイダンス

スタートアップが大きな成長を遂げる上で、ファイナンス戦略は重要な役割を果たす。しかしながら、スタートアップのファイナンスは多様かつ複雑であり、環境に応じ変化するため、その全体像を把握することが非常に困難である。
こうした状況を踏まえ、経済産業省は、スタートアップのさらなる成長を後押しするため、ファイナンスの全体像を提示し、経営者やＣＦＯに長期的な成長イメージを持っていただくことを目的とした、「スタートアップの成長に向けたファイナンスに関するガイダンス」（令和４年４月）を取りまとめた。
本ガイダンスは、未上場時からＩＰＯ後までを通じた１１の課題とその課題に対して検討すべきポイントを各項目ごとに、有識者の意見を取り入れながら解説している。

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/houkokusyo/financeguidance.pdf

6 出資契約に係る問題

ｉ．営業秘密の開示

指針Ｐ36

スタートアップが、出資者から、ＮＤＡを締結しないまま営業秘密の開示を要請される場合がある。

事例

ｏ社は、出資者から、ＮＤＡの締結を拒否された上、営業上の秘密を含むビジネスモデルの内容を説明することを強く求められ、その内容を説明した。

出資者がｐ社の製品を内製できるようにするために、ｐ社は、出資者から、出資契約の内容を超えて、製造の全工程に係るノウハウを無償で開示させられた。

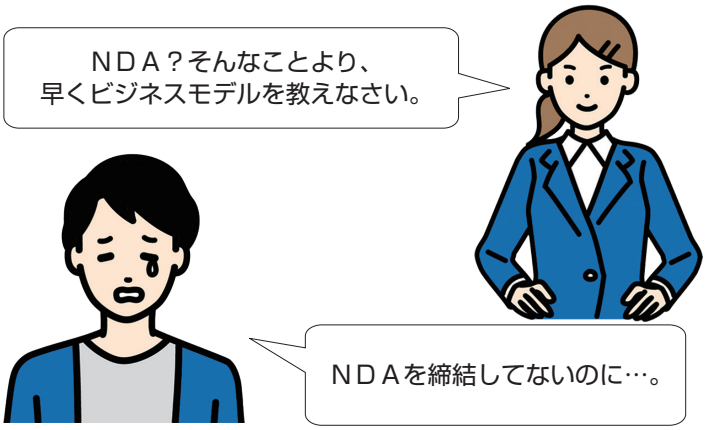

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、ＮＤＡを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．秘密情報を整理しておくこと

ii．秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にしたＮＤＡを締結すること

事業連携に関する指針における【解決の方向性】では、モデル契約書を示している（本ガイドブックＰ４）。

6 出資契約に係る問題
ii．NDA違反

指針Ｐ39

出資者が、ＮＤＡに違反して事業上のアイデア等の営業秘密を他の出資先に漏洩し、当該他の出資先が、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売する場合がある。

事例

ｑ社は、出資者から、事業上の秘密情報を教えることが出資の条件とされたため、出資者とＮＤＡを結んだ上で教えたところ、出資者は、ＮＤＡに違反して、出資者の出資先でありｑ社の競合にもなり得る事業者に対し、その秘密情報を流出させた。その結果、当該事業者は、ｑ社の競合サービスを開発して販売するようになった。

独占禁止法上の考え方

出資者が、ＮＤＡに違反してスタートアップの営業秘密を他の出資先に漏洩し、他の出資先をしてスタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売させ、それによってスタートアップとその取引先との取引が妨害される場合
⇒競争者に対する取引妨害のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ｉ．ＮＤＡ違反の立証のために秘密情報を具体的に特定をすること

ii．損害賠償責任を規定すること

事業連携に関する指針における【解決の方向性】では、モデル契約書を示している（本ガイドブックＰ６）。

6 出資契約に係る問題
iii．無償作業

指針 P 40

スタートアップが、出資者から、契約において定められていない無償での作業を要請される場合がある。

事例

出資者が自らの新規事業を立ち上げる際に、ｒ社は、出資者から、契約上決められていた範囲を超えて、その新規事業を進めるために、無償での作業を要求された。出資者とは今後の取引もあったことから、ｒ社としては交渉しづらい立場にあったため、ｒ社にとって利益がなかったにもかかわらず、実際に無償で作業をさせられた。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、契約において定められていない無償での作業等を要請し、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

双方がスタートアップの経営状態に応じて発生する作業等の調整をすること

事業連携に関する指針における【解決の方向性】では、モデル契約書を示している（本ガイドブックＰ８）。

6 出資契約に係る問題

指針 P 41

iv．出資者が第三者に委託した業務の費用負担

スタートアップが、出資者から、出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請される場合がある。

事例

s 社は、出資者が外部に委託して実施した業務の費用を全て負担するよう要求され、支払わざるを得なかった。その費用は、本来は出資者が負担すべきものであった。

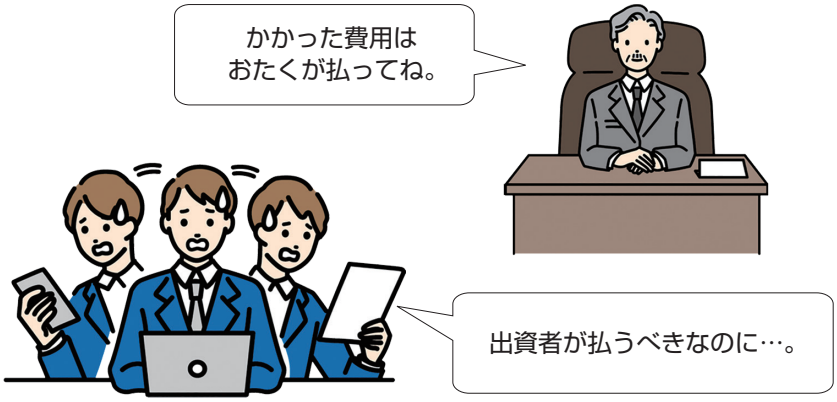

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、スタートアップに対し、一方的に、出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

双方が、出資の審査に係る調査の内容等を調整、協議した上で、費用負担についての共通認識を持つこと

6 出資契約に係る問題

v．不要な商品・役務の購入

指針 P 42

スタートアップが、出資者から、他の出資先を含む出資者が指定する事業者からの不要な商品・役務の購入を要請される場合がある。

事例

t 社は、既にバックオフィスの専門家を確保しており、新たな専門家を必要としていない状況であったにもかかわらず、出資者から、出資者の関係者である専門家を使うように指示され、一方的に人件費の負担を強いられた。

u 社は、出資者から、事業遂行上全く必要としていない業務であったにもかかわらず、出資者の出資先である別の事業者にその業務を発注することを求められ、その不要な業務に係る費用分の損失を被った。

独占禁止法上の考え方

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、スタートアップに対し、取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

スタートアップが、出資者の紹介等で商品・役務を購入する際には、それがスタートアップの業務に必要なものかなどについて調整し共通認識を持つこと

6 出資契約に係る問題

vi．株式の買取請求権

指針 P 44

①スタートアップが、出資者から、知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を受け、その要請に応じないときには株式の買取請求権を行使すると示唆される場合がある。

事例

ｖ社は、事業を順調に進めており、出資者と定めた事業計画上の目標を達成していたにもかかわらず、出資者から、知的財産権を無償で譲渡するように求められ、それに応じない場合には株式の買取請求権を行使すると示唆されたため、その知的財産権を譲渡した。

独占禁止法上の考え方

株式の買取請求権は、出資者がその行使の可能性をスタートアップに示唆するなどして交渉を優位に進めることを可能とする点で、出資者のスタートアップに対する取引上の地位を高める可能性

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を行う場合であって、スタートアップが、出資者の保有株式の全部の買取りを請求されるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

②スタートアップの事業資金が枯渇しつつある状況において、スタートアップが、出資者から、出資額よりも著しく高額な価額での買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請される場合がある。

事例

ｗ社は、出資者から、ｗ社側の軽微な契約違反の場合でも、出資者が株式の買取請求権を行使できる条件を設定された上、出資者が出資額よりも著しく高額な価額で買取請求できる条件を一方的に設定された。

ｘ社は、出資者から、ｘ社が数年後に出資額よりも著しく高額な価額で必ず株式を買い戻さなければならないという条件を受け入れさせられた。

独占禁止法上の考え方

株式の買取請求権の設定は、その内容・方法によっては、スタートアップにとって著しい不利益となる可能性

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、スタートアップに対し、一方的に、出資額よりも著しく高額な価額での買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

6 出資契約に係る問題
vi．株式の買取請求権

③株式の買取請求権の行使条件が満たされていなかったにもかかわらず、スタートアップが、出資者から、保有株式の一部について買取請求権を行使される場合がある。

事例

y社は、製品をより低価格で販売できるよう、機材調達の方法を変更した。この変更は、事業計画の重大な変更に当たらず、株式の買取請求権の行使条件を満たしていなかったが、出資者から、株式の一部について一方的に買取請求権を行使された。

独占禁止法上の考え方

株式の買取請求権の行使は、その内容・方法によっては、スタートアップにとって著しい不利益となる可能性

取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、スタートアップに対し、保有株式の一部の買取りを請求する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

⇒優越的地位の濫用のおそれ

問題の背景

i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足

ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足

iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

ⅰ．出資者が買取請求権を濫用しないこと

ⅱ．行使条件については重大な表明保証違反や重大な契約違反に明確に限定すること

［表明保証違反］

・知的財産権など企業の競争優位性に関する事項の虚偽表明

・粉飾決算（多額の架空売上の計上、債務の隠蔽等）

・反社会的勢力との関係が明らかとなった場合

［重大な契約違反］

・投資資金の資金使途以外での使用（目的以外の事業への流用、他社への投融資、創業株主らによる私的利用等）

・事前承認事項への違反（大量の新株発行や重要な事業の譲渡等株式の価値に重大な影響を与える事項）

・重大な法令違反が生じた場合

6 出資契約に係る問題
vi．株式の買取請求権

指針 P 47

スタートアップが、出資者から、スタートアップの経営株主等の個人に対する買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請される場合がある。

事例

z 社は、出資者から、出資契約に創業者に対する株式の買取請求権を定めることを要求され、一方的に定められた。

AA 社は、AA 社が出資者の同意なしに事業を進めた場合には、出資者が創業者に対して株式の買取請求権を行使できるという条件を一方的に設定された。

競争政策上の考え方

スタートアップの起業意欲を向上させ、オープンイノベーションや雇用を促進していく観点からは、出資契約において株式の買取請求権を定める場合であっても、その請求対象から経営株主等の個人を除いていくことが望ましい

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

グローバルスタンダードへの対応が必要であること等に鑑み、契約違反時の買取請求権は、発行会社のみに限定し、経営株主等の個人を除いていくことが望ましい

【参考】
「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」
（経済産業省　令和４年３月改訂）（抜粋）
・なお、創業株主への買取請求権など個人に発行会社との連帯責任を求める慣行は、グローバルな観点からはあまり例が無く、起業や企業経営へのインセンティブを阻害すると考えられる。また、融資に関しては、「経営者保証に関するガイドライン」（平成２５年１２月　経営者保証に関するガイドライン研究会）で、経営者の個人保証について、「法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めない」ことを示し、融資慣行として浸透・定着しているところである。以上の点に鑑み、買取請求の対象は発行会社に限定し、創業株主等の個人を除いていくことが望ましい。

6 出資契約に係る問題

vii．研究開発活動の制限

指針 P 48

スタートアップが、出資者により、新たな商品等の研究開発活動を禁止される場合がある。

事例

BB 社は、BB 社の技術を活かしたＡＩの開発に着手しようとしたが、出資者から、そのＡＩが他の出資先のＡＩと競合し得ることを理由に、その開発を禁止され、これに従わない場合には、出資契約を打ち切ることとされたため、その開発を断念せざるを得なかった。

独占禁止法上の考え方

出資者が、スタートアップに対し、自ら又は他の出資先が有する技術の競争技術に関し、スタートアップが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止するなど、スタートアップの自由な研究開発活動を制限し、研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は商品等市場における競争を減殺するおそれがある場合

⇒拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

多様な成長可能性を有するスタートアップにとって、研究開発活動の制限は事業拡大の障害になる可能性が高く、基本的に望ましくない

6 出資契約に係る問題

viii．取引先の制限

指針 P 49

スタートアップが、出資者により、他の事業者との連携その他の取引を制限される場合や、他の出資者からの出資を制限される場合がある。

事例

CC 社は、投資業以外の事業も行っている出資者から、出資者の競合事業者との連携の禁止にとどまらず、競合事業者ではない事業者との取引についても全て制限を課された。

DD 社は、将来的に出資者と共同事業を行っていくという約束で、出資者と独占契約を締結した。しかし、その後も共同事業は開始されず、かつ、出資者は独占契約の見直しの求めにも応じず、他の事業者と連携したくてもできない状況となった。

EE 社は、出資契約において、出資者の事前の許可を得ずに他社から資金調達を行わないこと、他社と取引を行わないこと、他社と事業連携を行わないこと等の幅広い制限を課された。

FF 社は、既存の出資者から、新たな出資者から出資を受ける場合には、既存の出資者との取引条件を FF 社にとって著しく不利なものに変更する条件を追加されたため、新たな出資者から出資を受けることが事実上できなくなった。

独占禁止法上の考え方

市場における有力な事業者である出資者が、スタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者との取引を禁止し、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合
⇒排他条件付取引又は拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足

ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足

iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

双方が今後のスタートアップの事業拡大を考慮した利害調整をした上でのオプションとして、当該制限が合理的に機能するものであるかの共通認識を持つこと

事業連携に関する指針における【解決の方向性】では、モデル契約書を示している（本ガイドブックＰ１８）。

6 出資契約に係る問題

ix．最恵待遇条件

指針 P 51

スタートアップが、出資者により、最恵待遇条件（出資者の取引条件を他の出資者の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定される場合がある。

事例

GG 社は、出資者から、将来、他の出資者がより有利な条件で投資契約を結んだ場合には、出資者にも同条件を適用することとする最恵待遇条件を設定され、その結果、他の出資者から、出資の申出を受けることがなくなった。

HH 社は、既存の出資者との契約に、既存の出資者に対する最恵待遇条件を設定された。HH 社への追加出資を検討していた他の出資者は、最恵待遇条件が設定されたため、最終的に追加出資を行わなかった。

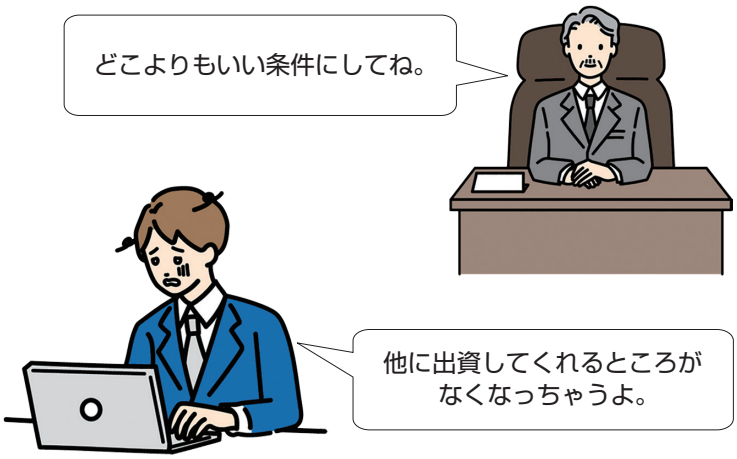

独占禁止法上の考え方

市場における有力な事業者である出資者が、スタートアップに対し、最恵待遇条件を設定し、例えば、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合
⇒拘束条件付取引のおそれ

問題の背景

- i. スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足
- ii. 出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

解決の方向性

双方がスタートアップの今後の資金調達方向性を見越した、利害調整をした上でのオプションとして、最恵待遇条件が合理的に機能するものであるかの共通認識を持つこと

事業連携に関する指針における【解決の方向性】では、モデル契約書を示している（本ガイドブックＰ１９）。

用語解説

➢ 優越的地位の濫用

取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し不当に、不利益を与えること

➢ 競争者に対する取引妨害

自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること

➢ 排他条件付取引

不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること

➢ 拘束条件付取引

販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること

➢ 市場における有力な事業者

垂直的制限行為には、「市場における有力な事業者」によって当該行為が行われた場合に不公正な取引方法として違法となるおそれがあるものがある。

「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、当該市場（制限の対象となる商品と機能・効用が同様であり、地理的条件、取引先との関係等から相互に競争関係にある商品の市場をいい、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断されるが、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。）におけるシェアが２０％を超えることが一応の目安となる。ただし、この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではなく、当該行為によって「市場閉鎖効果が生じる場合」又は「価格維持効果が生じる場合」に違法となる。

市場におけるシェアが２０％以下である事業者や新規参入者がこれらの行為を行う場合には、通常、公正な競争を阻害するおそれはなく、違法とはならない。

➢ 市場閉鎖効果が生じる場合

「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為（取引先事業者の取扱商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為）により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。

「市場閉鎖効果が生じる場合」に当たるかどうかは、適法・違法性判断基準の考え方に従って判断することになる。例えば、このような制限を行う事業者の市場における地位が高いほど、そうでない場合と比較して、市場閉鎖効果が生じる可能性が高くなる。また、この判断に当たっては、他の事業者の行動も考慮の対象となる。例えば、複数の事業者がそれぞれ並行的にこのような制限を行う場合には、一事業者のみが行う場合と比べ市場全体として市場閉鎖効果が生じる可能性が高くなる。

なお、「市場閉鎖効果が生じる場合」に当たるかどうかの判断において、非価格制限行為により、具体的に上記のような状態が発生することを要するものではない。

出所：「公正取引委員会の最近の活動状況」、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」

秘密保持リテラシー向上のための参考情報

- 研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書
  https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/business_partnership_contracts.html
- 知財を使った企業連携４つのポイント
  https://ipbase.go.jp/public/point.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブックのてびき
  https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hbtebiki.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブック
  https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf
- 営業秘密・知財戦略相談窓口
  https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html

分野別契約に関するガイドライン等

- 【ＡＩ分野】「データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する作業部会有志報告書」（経済産業省、令和２年３月）
  https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html
- 「ＡＩ・データの利用に関する契約ガイドライン」（経済産業省、平成３０年６月、令和元年１２月）
  https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html
- 【農業×ＡＩ分野】「農業分野におけるＡＩ・データに関する契約ガイドライン」（農林水産省、令和２年３月）
  https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html
- 【ものづくり分野】「ものづくりスタートアップのための契約ガイドライン＆契約書フォーマット」（経済産業省、２０１９年３月）
  https://startup-f.jp/guideline/
- 【出資契約】「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」（経済産業省、平成３０年３月）
  https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/ventureinvestnotice.html

独占禁止法に関する報告書及びガイドライン

- 「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（公正取引委員会、令和２年１１月２７日）
  https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html
- 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会、令和元年６月１４日）
  https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html
- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（公正取引委員会、平成２２年１１月３０日）
  https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf
- 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会事務局、平成３年７月１１日）
  https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html

相談等窓口

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	本指針の記載内容に関する質問（公正取引委員会担当分）（注１）	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引調査室	〒１００－８９８７ 東京都千代田区霞が関１－１－１ 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟 電話（０３）３５８１－５４７１ FAX（０３）３５８１－１９４８
	独占禁止法第４５条に基づく違反事実の報告（注２）	公正取引委員会事務総局 審査局 情報管理室	〒１００－８９８７ 東京都千代田区霞が関１－１－１ 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟 電話（０３）３５８１－５４７１ FAX（０３）３５８１－６０５０
	独占禁止法の事前相談及び一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒１００－８９８７ 東京都千代田区霞が関１－１－１ 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟 電話（０３）３５８１－５４７１ FAX（０３）３５８１－１９４８
経済産業省	本指針の記載内容に関する質問（経済産業省担当分）（注３）	（事業連携関係） 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課	〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１ 電話（０３）３５０１－１７７８ FAX（０３）３５０１－９２２９
		（出資関係） 経済産業政策局 新規事業創造推進室	〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１ 電話（０３）３５０１－１５６９ FAX（０３）３５０１－６０７９
特許庁	モデル契約書に関する質問（注４）	オープンイノベーション推進プロジェクトチーム	E-mail: PAopen-innovation.pt@jpo.go.jp
新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）	スタートアップと連携事業者とのオープンイノベーションに関する一般的な相談	イノベーション推進部 政府系スタートアップ支援機関の連携によるワンストップ相談窓口 “Plus One”（プラスワン）	問合せフォーム： https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/bg4bpyn8qh71

注１　公正取引委員会担当分は、独占禁止法・競争政策上の考え方及び事例を指す。
注２　ホームページからの報告については、https://www.jftc.go.jp を参照。
注３　経済産業省担当分は、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性を指す。
注４　モデル契約書は、本指針で引用する「研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書（新素材）、（ＡＩ）」を指す。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

経済産業省

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

（2022 年 6 月）